

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物及び微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件 新旧対照表

○ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>1 （略）</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの</p> <p>ロ ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるものの</p> <p>イ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、附着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二十四の環境大臣が定める産業廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、附着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る。）</p>

ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下この号及び次号において「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）のうち、次に掲げるものの

イ 第一号イ又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キロ

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）

グラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（イに掲げるものを除く。）

ト イからへまでに掲げるもの以外のものであって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量がポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

四・五（略）

四・五（略）

○ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等（平成二十一年十一月環境省告示第六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等</p> <p>（無害化の基準）</p> <p>第一条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理する場合にあつては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着</p>	<p>微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等</p> <p>（無害化の基準）</p> <p>第一条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）第二項第一号から第三号までに掲げる産業廃棄物をいう。以下同じ。）に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の十六第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第九条の十第一項に規定する無害化処理をいう。以下同じ。）に伴い生ずる物（以下「無害化処理生成物」という。）（洗浄施設又は分離施設において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を処理する場合にあつては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。第三条において同じ。）が、廃油の場合は当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であることとし、廃酸又は廃アルカリの場合は当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であることとし、廃プラスチック類又は金属くずの場合は当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化</p>

していない、又は封入されていないこととし、陶磁器くずの場合
は当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないことと
し、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は
陶磁器くず以外の場合には当該処理したものに含まれるポリ塩化ビ
フェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
であることとする。

2 (略)

(無害化処理の内容の基準)

第二条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十
二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、排ガス中
のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル
含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのない
ものであることとする。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理を行い、又は行
おうとする者の基準)

第三条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十
二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は、次のと
おりとする。

一・二 (略)

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の用に供する施
設の基準)

第四条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十
二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、次のとお
りとする。

一 処分する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状を分析する
ことのできる設備が設けられていること。

ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこととし、
陶磁器くずの場合には当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着
していないこととし、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック
類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合には当該処理したものに含
まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇
三ミリグラム以下であることとする。

2 (略)

(無害化処理の内容の基準)

第二条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十
二条の十二の十六第五号の規定により環境大臣が定める基準は、
排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度及び放流水中のポリ塩化ビ
フェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそ
れのないものであることとする。

(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理を行い
、又は行おうとする者の基準)

第三条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十
二条の十二の十七第十一号の規定により環境大臣が定める基準は
、次のとおりとする。

一・二 (略)

(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の用に
供する施設の基準)

第四条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十
二条の十二の十八第四号の規定により環境大臣が定める基準は、
次のとおりとする。

一 処分する微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の性状を
分析することのできる設備が設けられていること。

二 保管施設を有する場合には、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)

第五条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

二 燃焼室内に投入された低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十

二 保管施設を有する場合には、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。

(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準)

第五条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第一号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設（規則第四条第一項第八号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。）を除く。以下同じ。）である場合には、規則第四条の五第一項第二号（同号ハ及びナからケまでを除く。）並びに第十二条の七第五項第二号及び第三号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。

二 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。

(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理の認定の特例に係る当該無害化処理の用に供する施設の基準)

第六条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十

二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第四条第一項第七号（同号口(1)、(2)及び(4)並びに又からカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

一 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

二 前号の温度を低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

三 (略)

(無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項)

第七条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第三項第十一号の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

(実証試験に関する書類)

第八条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該実証試験において低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類

二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の七第二号の規定により環境大臣が定める基準は、無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第四条第一項第七号（同号口(1)、(2)及び(4)並びに又からカまでを除く。）及び第十二条の二第五項第二号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。

一 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。

二 前号の温度を微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。

三 (略)

(無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項)

第七条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第三項第十一号の規定により環境大臣が定める事項は、無害化処理生成物の種類、性状、数量及び処分方法とする。

(実証試験に関する書類)

第八条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の八第四項第三号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該実証試験において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が第一条に規定する基準に適合したことを示す書類

三・四 (略)

(記録の閲覧)

第九条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十一の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十一の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。

一・二 (略)

(記録する事項)

第十条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十二の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分した低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の各月ごとの種類及び数量

二・六 (略)

(環境大臣に報告する事項)

第十一条 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十六第一項第四号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三・四 (略)

(記録の閲覧)

第九条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十の規定により環境大臣が定めるところにより行うものとされた記録の閲覧は、次により行うものとする。

一・二 (略)

(記録する事項)

第十条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十一の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

- 一 処分した微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の各月ごとの種類及び数量

二・六 (略)

(環境大臣に報告する事項)

第十一条 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る規則第十二条の十二の十九において読み替えて準用する規則第六条の二十四の十六第一項第四号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)